○国土交通省告示第千五百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条に係る河川の名称

石垣谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県新見市馬塚

字梅ノ木原　八〇番

字カヤノ木谷　八一番一から八一番三まで

八三番

字大谷

八二番一及び八二番二

八四番から八六番まで

九六番一から九六番三まで

字丸畝

八七番

字下モ平

八八番

字奥ケ市

九〇番及び九二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県新見市馬塚

字家ノ脇　一二七番一

一一九番一

字奥ケ市　九五番　一号

二号及び三号

九〇番　二十八号及び三十二号

二十九号及び三十号

三十一号

三十六号

字家ノ下　一二三番一

字家ノ上　五号

一一八番　六号

一一七番　七号、八号及び二十三号

一〇二番

九七番　二十四号

一〇四番一　二十五号

字屋敷なる　九号、二十一号及び二十二号

一〇四番二　十号から十二号まで

一〇六番一　十三号及び十六号から十九号まで

字ノ田　一〇七番二　十四号及び十五号

一〇三番一　二十号

字大谷　九六番一　二十七号

字梅ノ木原　八〇番　三十三号及び三十四号

字向ケ市　七八番　三十五号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

やそう谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県苫田郡鏡野町富仲間

字森の下　二六四番及び二六五番

三一〇番二及び三一〇番三

字森の向　二六七番及び二六八番

二七一番一及び二七一番二

二七二番

字大峪　二七三番及び二七四番二

字しんなし　二七六番及び二七八番

字中曽根　二七九番

字するき　二八〇番及び二八一番

二八三番及び二八四番

二八七番及び二八八番

字ひのもと　二八五番及び二八六番

二八九番

字中曽ね　二九二番から二九四番まで

字ひへ田　二九五番一から二九五番三まで

二九八番

二九九番一及び二九九番二

三〇一番一から三〇一番三まで

三〇九番一及び三〇九番三

字稗田　二九六番

二九七番一から二九七番四まで

三〇〇番一及び三〇〇番二

三〇二番一及び三〇二番二

三〇三番一から三〇三番三まで

三〇四番

字やそう畑　三〇六番及び三〇七番

字堂の上　三一二番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

字森の上　二五五番　一号及び二号

字こそぼそ　三〇九番二　三号及び四号

字堂の上　三一二番一　五号及び六号

字森の向　二六七番　七号及び八号

字手前の峪　二〇七番一　九号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県加賀郡吉備中央町美原

字隠居　五六六番

字中曽根　五六八番一

五六八番三

五六九番及び五七〇番

五七三番

五九三番から五九七番まで

五九九番一及び五九八番二

五九九番

六〇一番二

六〇三番

六〇五番

六〇七番及び六〇八番

六一一番

六二二番

七七六番から七八〇番まで

七八二番及び七八三番

七八六番

五七四番及び五七五番

五九二番二

六〇六番

六一三番一

六一四番一

六〇九番及び六一〇番

六一七番

六一二番

六一六番二及び六一六番三

六一八番

六二〇番及び六二一番

六二五番

六二三番

六二四番

六二六番

七七五番一及び七七五番二

七八五番

七八七番

岡山県苫田郡鏡野町富仲間

字犬神　二五五番　一号及び二号

字ひへ田　三〇九番二　三号及び四号

字堂の上　三一二番一　五号及び六号

字森の向　二六七番　七号及び八号

字手前の峪　二〇七番一　九号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県加賀郡吉備中央町美原

字隠居　五六六番

字中曽根　五六八番一

五六八番三

五六九番及び五七〇番

五七三番

五九三番から五九七番まで

五九九番一及び五九八番二

五九九番

六〇一番二

六〇三番

六〇五番

六〇七番及び六〇八番

六一一番

六二二番

七七六番から七八〇番まで

七八二番及び七八三番

七八六番

五七四番及び五七五番

五九二番二

六〇六番

六一三番一

六一四番一

六〇九番及び六一〇番

六一七番

六一二番

六一六番二及び六一六番三

六一八番

六二〇番及び六二一番

六二五番

六二三番

六二四番

六二六番

七七五番一及び七七五番二

七八五番

七八七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県加賀郡吉備中央町美原

字二五畑　八二五番　一号

字屋敷前　八二八番　二号

八二九番　五号

字瀬戸　七八六番　三号及び四号

字池ノ元　八二二番　六号

○国土交通省告示第千五百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井口川右支渓三

㈡　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市佐伯区五日市町高井字鈴ケ峰

六六番地内二等三角点鈴ケ峰を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三三一度一四分三九秒

五八六・三〇八メートルの地点　一号

標柱一号から三五九度五一分三秒

五・七五八メートルの地点　二号

標柱二号から五四度一四分一九秒

一五・九〇〇メートルの地点　三号

標柱三号から五四度五九分一一秒

八・〇四五メートルの地点　四号

標柱四号から四七度四八分五六秒

〇・一七三メートルの地点　五号

標柱五号から一四七度一分四三秒

一六・一八八メートルの地点　六号

標柱六号から一四〇度五八分二四秒

二・三一七メートルの地点　七号

標柱七号から一三四度三二分一八秒

一・四〇四メートルの地点　八号

標柱八号から一三〇度一八分一四秒

一・五四六メートルの地点　九号

標柱九号から一二五度四三分四九秒

一・四一八メートルの地点　十号